

平成29年度 第2回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成29年7月6日（木）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階306会議室
- 3 出席委員
鈴木（孝）会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 大野委員 平原委員
新屋敷委員 上平委員 米澤委員 小泉委員 山名委員
- 4 欠席委員
石塚委員 中委員 大津委員 永田委員 奥野委員 栗飯原委員
小林委員
- 5 市出席職員
宮島健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長
菊池介護支援課長 横山高齢者生きがい推進課長
伊原健康増進課長 長谷川児童発達支援センター所長
矢口障害者支援課課長補佐 白井障害者支援課障害者給付係長
松原障害者支援課主事

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
古林室長 高橋主任主事 齊藤事務員
- 6 傍聴者
1名
- 7 議題
 - ・第7期流山市高齢者支援計画の策定について（諮問）
 - ・第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について
 - ・その他（連絡事項等）
- 8 議事録

(事務局：古林健康福祉政策室長)

それでは始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今日は、暑い中ありがとうございます。こ本日はお忙しい中、平成29年度第2回流山市福祉施策審議会にご出席頂きましてありがとうございます。第2回福祉施策審議会を始めさせていただきます。時間は最長で2時間(16時まで)を予定していますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木(孝)議長)

それではみなさんこんにちは。大変お忙しい中、お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。梅雨明けが待ち遠しいところですが、関東地方では水不足が心配されています。しかし、九州地方では記録的な豪雨で、各地とも大変大きな被害がでており、心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、本日は第二回福祉施策審議会 本日の議題となっております。第7期流山市高齢者支援計画の諮問そして、第7期流山市高齢者支援計画策定について。次に第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画策定について。ご意見をいただきたい。このように考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、委員の皆様にご報告いたします。出席人数が9名でございます。委員の半数以上でございますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、本日の会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。本日は1名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

まず、配布しました資料の確認をさせていただきます。

- 会議次第
- 第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画に関する事前質問回答
- 第6期高齢者支援計画(前回)
- 第7期高齢者支援計画(案)
- 第7期高齢者支援計画の諮問概要
- 第7期高齢者支援計画に関する事前質問様式

を配布させていただきました。不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

次に、副市長から「第7期流山市高齢者支援計画」について諮問します。

(石原副市長)

【諮問書読み上げ】

(事務局：古林健康福祉政策室長)

委員の皆様にお知らせ致します。副市長には、他に公務がありますので、ここで退席させていただきます。ご了承願います。

(石原副市長)

どうぞよろしくお願いいたします。

【副市長退室】

(事務局：古林健康福祉政策室長)

ただいまの諮問書の写しを皆様に配布させていただきます。

【諮問書写し配布】

(鈴木(孝)議長)

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。事務局から、説明をお願いします。第7期流山市高齢者支援計画の策定について。

(事務局：高橋)

【事務局説明】

(鈴木(孝)議長)

ごくろうさまでした。ただ今、事務局からご説明があったんですけれども、高齢者支援計画につきまして、ご意見・ご質問はありましたらお願いします。

(事務局：宮島健康福祉部長)

健康福祉部長宮島です。本来であれば、ご説明しました各種資料は、事前に配布させていただくところがございます。議会が一昨日までございまして、事前配布が間に合いませんでした。ここで深くお詫び申し上げたいと思います。今、駆け足で担当から説明させていただきましたが、時間に限りがありますが、

ご意見承ればと思っております。よろしくお願いいたします。

(鈴木(孝)議長)

高齢者支援計画の説明があったわけですがけれども、意見お願いいたします。

(平原委員)

8ページの図表なんですけれども、他のページも全部そうなんですけれども、下にある北部・中部・東部・南部の凡例・イメージが小さすぎるので、わかりやすくしていただけませんか。下の凡例だと図柄が小さくて、よくわからないので。

(鈴木(孝)議長)

よろしいですか。表示方法を確認ということで、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(上平委員)

カラーにするとわかりいいですね。

(事務局：高橋)

印刷製本は、白黒になってしまうので、もう少し色分けや図柄を判別できるようなものにですとか、凡例の図をできる限り大きくするなど工夫したいと思います。

(鈴木(孝)議長)

基本的には、白黒ということでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

ホームページ等では、カラーでご紹介いただけるようにと用意しております。昨今、予算の限りもあって流山市の場合は、多くの方が目にするHPを充実させるようにしています。従いまして、冊子や資料は原則、簡素なものとしておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(上平委員)

確認ですけど、27年度から29年度の現計画がありますが、次期の計画も同じようなエッセンスで策定するというのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

ちょっと補足をさせていただきますと、今担当から説明しましたが、みなさん疑問に思ったと思うんですけども、14 ページから 36 ページに飛んでるわけです。この抜けている部分は、国が方針を示して策定するのですが、まだその方針が整っていない状況です。しかしながら、それを待っていては年間のスケジュールに間に合わないということで、固められたものから固めていきたいと考えています。担当から申し上げた通り、逐次情報が集まり次第、皆様に示したいと思います。

(鈴木（孝）議長)

よろしいでしょうか。

(鎌田委員)

介護サービスについてお尋ねします。今のご説明をお聞きしますと、第7期の計画では目標として在宅での生活の継続を考える地域づくりというのが議題にあがっていると思います。これについて、都では特区を設けて今後しばらくしたら混合サービスを解禁するような話があるようです。混合サービスというのは介護保険で決められたヘルパーさんのサービスと、介護保険が認めていない庭のそうじや花の水やりなど家政婦さんがやるものを同一の時間で一人の方が行って提供します。介護保険で認められていないサービスと認められているサービスを一人の方が一体でやってしまうと、高齢者の方に料金体系がわかりにくく、説明も十分にされないまま行くと非常に高額になってしまう可能性もあるということで、現在は、厳しく禁止されているようです。実際にはヘルパーさんが来たら、お庭を掃いてほしい、草むしりをしてほしいとか、そういうニーズがあるんですね。実際には、混合サービスは利用者から見ると在宅の生活を支える態勢になるので、平成30年度からのサービスとして、流山市はどう考えているのか、それともまだ考えてないのか、その点をお聞きしたいです。

(事務局：菊池介護支援課長)

要支援、介護認定を受けている方向けのサービスは、ある一定の決められたことしかできません。ただし、それ以外で、鎌田委員のおっしゃったような電球の取り換えとか、草むしり、犬の散歩そういうサービスも大事になってきます。そこで市が、今の段階で考えていることとして、今年の1月に補助金の制度を作りまして、総合事業のB型・D型のサービスを進めています。B、D型というのは通所型及び訪問型サービスで、地域の方で運営できる簡易的なものです。ある5人以上のグループを作ってください、3年間補助金を支出して支

援するもので、介護保険で提供できないサービスを提供できるという仕組みを作りました。足が悪くなったので、犬の散歩にいけませんというニーズに対応することも可能です。介護保険ではできない、電球の交換、庭の草むしりも可能です。私たちとしては、介護保険+B・D型サービスを推進していきまして、既に1団体がスタートしているところです。第7期計画でも、介護保険と合わせて、B型・D型サービスを進めることで、介護保険では受けられないサービスを提供するような仕組みを作っていきます。

(鎌田委員)

B型・D型っていうのは、予防の方だけでなく介護認定を受けられた方も使えるようになっているのですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

国が示した対象者は、要支援1・2の認定を受けた人と総合事業対象者だけになっています。これをよく考えてみると、高齢者人口100人の中に2人とか3人しかいないんですね。そうすると、対象者なんていないのではないのか、という話になります。ですから私たちが考えたのは、「例えば高齢者20人にサービスを提供しました。その中に、一人でも要支援者、総合事業対象者がいれば、その補助金を出せます」という仕組みにしています。要支援1・2の認定を受けた人と総合事業対象者がゼロだと国から指摘を受けてしまいますので、サービスを提供した団体の中に一人でも国の示す対象者がいれば、その補助金の対象ということにしています。

(鎌田委員)

実際に要介護者も、そのサービスを受けられるのでしょうか。

(事務局：菊池介護支援課長)

要介護者も受けられます。認定を受けていない方も受けられます。ただ、その中に必ず要支援者、総合事業対象者がいてもらわないと、国の補助金の制度となりませんので、そこが辛いところになっています。例えば、要介護者と一般の高齢者だけだとダメなんです。あくまでも、要支援1.2の認定を受けている人か総合事業対象者が入っているかということで、この方たちが中にいればOKということになります。

(事務局：宮島健康福祉部長)

実はですね、もどかしい問題がありまして、タイトルを見ていただくと、わ

かるように、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、2つの法律に基づく法定計画です。前者は何が言いたいかというと、75歳以上の高齢者の中で、要介護認定率は1/4で、3/4の高齢者は、元気なんです。ですから、この人たちに向けた施策を盛り込んでいかなければいけない。そういった施策の一つとして、シルバー人材センターという既存のサービスがあります。これは、元気な高齢者が住民のみなさんにサービスを提供するという原理原則がございます。元気な高齢者が市民のみなさんのお役に立ちたいということで、サービスを提供しているもので、まさしく前者の計画で示した主旨が、反映されています。今、申し上げたB型・D型サービスは、介護保険の中から見つめていったサービス。そうしますと、相互に重複する部分が出てきます。シルバーのみなさんが今、一生懸命やっている中には皆さんの依頼を受けて草刈りなど、様々なことにチャレンジしてもらっている。うまくすみ分けしてもらいたい。さらに、その先の2025年を視野に入れると、元気な高齢者が増えるわけですから、行政としては、シルバー以外でも高齢者が活躍できるような場を設けて、元気な高齢者に向けた計画、そして介護サービスなど安心して使えるような計画を連携させていきたいと考えていますので、ご理解いただければと思います。

(米澤委員)

先程のB・D型サービスの割合ですけど、10人の内一人いればいいとか、50人の内一人いればいいとかいうのは、決まっているんですか。資料は、もらえますか。

(事務局：菊池介護支援課長)

国の示す対象者の割合によって決まるものではありません。補助金の額は、要支援1・2及び総合事業対象者が、一人から五人の場合と五人から十人の場合と十人以上と、3段階に分けています。多ければ多いほど、補助金も多くもらえる形で作ってあります。資料は後程準備します。

(米澤委員)

団体は、NPOにならなくても、受けられるのですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

NPOは、対象としていません。NPO法人は、既に法人として活動していますので、制度を作り上げて活動しています。私たちが支援したいのは、これから活動を立ち上げる団体で、具体的には自治会を単位として、小さな単位で

とらえていただければと思います。

(米澤委員)

何となく自分のイメージで、市の仕事を受けるときは、NPOでないといけないと思って、確認しました。

(鎌田委員)

この前お話お聞きしたんですけど、既存のNPOの場合はダメなんですけど、新規でNPOを作る時は補助金が出ますとお話聞きましたけど。

(事務局：菊池介護支援課長)

これは、既存の法人には出ません。国から出る補助金は、これから活動を始める任意の団体を対象としています。

(鈴木(孝)会長)

資料で後ほど確認してください。

(山名委員)

今の話の追加で、要支援認定者や総合事業対象者は、年間実績で一人ですか、それとも月間とかになりますか。

(事務局：菊池介護支援課長)

年間の中で含まれていればいいはずです。確認して、後ほどお伝えします。

(上平委員)

37ページの説明では、現役世代並みの所得って書いてあるんですけども、これはどのくらいの所得を想定しているのですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

単身世帯なら年金などの収入が年340万以上など、と予想されています。

(鎌田委員)

350万くらいだと2割なんですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

基準以下であれば2割なんです。これまで2割であった人のうち、基準以下

なら2割基準より多い人だと3割になります。

(上平委員)

これ注を入れて、具体的な数字を入れて記載したほうがいいと思います。受け取る人によってイメージが違います。

(事務局：宮島健康福祉部長)

年金受給者は、年金その他の所得などが総額で判断されていきます。但し書きで言っている通り、月額の限度額制度がありますので、そのサービスの上限は、3割負担でも44,400円となっています。それ以上の負担にはならないということです。ただこれは、国の制度ですから、いつ具体的に決まるかわからない。記載方法については、みなさんと議論して、考えていきたいと思っています。

(鈴木(孝)議長)

上平委員、どうですか。

(上平委員)

ついででございますけど、宮島部長から説明があった元気な人の施策については、目次の47・48ページぐらいに入っています。ただ今回提示の内容には、入っていないので、何とも言えないのですが、元気な人向けの施策・事業は、今後の審議会で示されるということで良いですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

そうです。

(上平委員)

介護保険の予算というのは、介護が必要になった人だけが対象というだけではなくて、元気な人も対象という理解で良いですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

例えば、6期の56・57ページで「生きがいのある地域づくり」などのテーマで記載しています。ですから、これらをそのまま踏襲するということではなく、色々議論も必要だろうなと思いますが、こういう取組を掲げることが大事だと思います。これから、今の実際に合わせた内容で、言いづらいたくなく、かつ注目していただけるような中身でないと、ふれあいの家などせ

く取り組んでいるのに、なかなか参加が奨励されてきません。そういう課題は確かにあるので、表記の仕方なども工夫が必要だと思います。例えば色々提案をいただくことも一つ可能なのかと思います。個人のみなさまから提案いただいたことが、必ず軌道に乗るかは、皆様方と議論をしていかないと難しいと思いますが、ご協力をお願いしたいです。

(上平委員)

今のお話で、私は我孫子駅前の「けやきプラザ」で県が行っている介護予防教室に通っています。募集については県の広報誌だけです。ですから、利用者のほとんどが我孫子の人です。流山から参加しているのは、私くらいだと思います。そういう施設や教室は、市が行っているのもあれば、県が行っているのもあり、内容はほぼ同じです。だから、利用する側とすれば、トータルで知りたいです。市が行っていることと、県が行っていることなど市民としては全体を見て「これをやってみる」という選択ができる方が良いのではないのでしょうか。

(事務局：横山高齢者生きがい推進課長)

今の具体例としては、美原にあります千葉県生涯大学校の講座等の開催に関する案内は、市で行っております。

(事務局：宮島健康福祉部長)

そういった県の取り組みについても、計画の中に、織り交ぜることも検討します。

(上平委員)

見る側としては、ちょっとややこしいと思うのですがけれども、県と類似のものがあれば、全体像をつかめません。計画に入れるかどうかは別にして、市民としてはこういうのを見る場合に、流山市としてはこれをやっているし、県でやっているものも利用できるわけですから、参考として書いていただいても良いかと思います。これは、市民側からのお願いです。

(事務局：宮島健康福祉部長)

これからは、65歳を高齢者と呼んでいいのかという議論もありますが、どんどん増えていくわけですから、行政としては、なるべく元気な状態でいていただきたいという考え方です。介護保険制度も重要なファクターですがけれども、それ以上に元気な高齢者でいていただく、こういう社会づくりというものに力を入れていかなければならないと考えています。これからの第7期以降の計画

は、非常に重みが出てくると思います。

(小泉委員)

上平委員にお伺いしたいのですが、県の事業に参加しているというのは、何か魅力的な講座とか内容だったのでしょうか。

(上平委員)

私が見つけたのは、県の広報誌に小さく書いてある記事です。応募して参加してみると、民間のジムと同じです。利用者の多くはお年寄りで、非常に安いです。1回行って200円程で利用でき、トレーナーもちゃん置かれています。柏市内に十坪ジムなんてありますよね。それから、柏の葉公園にもジムがあるんですけど、そういうのがあちこちにあるって、どこにあるかっていうのを努力して探さないとわかりません。生きがい・仲間作りの観点では、流山ではこれを行っているけれど、県では違うこともやっている。それを比較して、ここに行ってみようとなるのではないかと思います。無理なお願いかもしれませんが、そういった情報もわかるようにしていただければ、ありがたいです。

(小泉委員)

社会福祉協議会が地域で募集すると、男性はあまり見かけません。女性は大変積極的で、本当に女性が多いです。その理由を考えたりすると、男性は外に向いて会社に行っていたからか、地域のつながりはあまり無いのかと思います。だから、あまり知っている方がいないところのほうが行きやすいのかとちょっと思ったりもしたものですから、上平さんの気持ちを聞いてみたいです。

(上平委員)

それは、全然違う問題で、男性がサラリーマンで定年との場合、ガラッと変わってしまいます。その辺のソフトランディングをどうするかというのは、本人の問題でもあったりするのです。行政でも色々やっている自治体もありますが、基本的には本人の問題です。行政がお手伝いしてくれれば、非常に良いと思います。いろいろな計画とか行政でそういうプランを作ることもあります。ゆうゆう大学は、その一つだと思いますが、基本的には行政が、そこまで手取り足取りというのはなかなか難しいんじゃないかと思います。

(小泉委員)

関連して、流山市では、ながいき100歳体操を行って、市がとても力を入れています。ながいき100歳体操ができる前は、長生き体操があったのですけれど

ども、それではもの足りないということで、「100歳」がついて、「ながいき100歳体操」になったと思います。私たち長崎地区社協でも、グループで取り組ませていただいて、今30人弱くらいの方が参加しています。もう半年以上続いています。その中で、栄養講座とか、健康講座、口腔ケア講座も行って、今までとは違う取り組み方をされていると思います。この前、健康講座や栄養講座の時に栄養士さんからの講座があつて、とても参考になりました。やっぱり、もっとたくさんの方に、県や市でやっていることをもう少しアピールできる機会や体験があれば良いなと思います。このままお金かけていてももったいないと思っていて、何かもう少しPRや周知をできればもっと良いなと思います。

(事務局：菊池介護支援課長)

ながいき100歳体操については、去年、自治会懇談会でPRしたんですけども、その後、実はあまりPRをしていなかったです。そこで、長崎地区社協でお願いしてやらせていただきました。その後、ながいき100歳体操を指導してくれという依頼が増えてきています。何とかこれを増やしたいということで、今後もPR活動をしたいと思っています。出前講座でもできるように準備しています。色々な関わりがある場に行った時に、説明して、みなさんに知っていただきたいと思っています。

先程のB型+D型の補助金に関する鎌田委員のNPO法人の質問ですけれども、NPOとして成立してしまっていると、補助金は受けられません。この補助金を受けながら、最終的にNPO法人になる前段であれば、この補助金は受けられます。

山名委員の要支援者・総合事業対象者が何人いればよいかという単位に関する質問ですが、先ほど年単位と説明したのですが、月単位です。月で実人数が1~4人、それと5~9人と9人以上と3種類に分かれていまして、それぞれで補助金の額が変わってきます。

(鎌田委員)

法人格となっても補助金は受け取れるのですか。法人格のないところでも補助金を出すのですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

法人格があるとダメです。任意団体が対象です。

(鈴木(孝)会長)

はい、次に質問ありますか。

(山名委員)

6 ページの地域包括なんですけれども、野田市とか柏市は、毎年のように、包括を増やしていて、もっと小さい地域で相談に応じられるように、包括ケアシステムを取り組んでいるのですが、流山市は4ヶ所で少ないのかなと思います。包括でなくても、相談室を作ったりですとか、そういった構想はないのでしょうか。あるいは、おたかの森中が出来たので、増やすということは3年間お考えにならないのかなと思いました。

(事務局：菊池介護支援課長)

今のところ、流山市は面積が小さいので4包括体制と考えています。次期総合計画で圏域の見直しがかかると思います。計画の見直しで4圏域から、5圏域に見直そうとなれば、そこで包括支援センターを増やそうという案が出るかと思えます。ただこの計画の中では、4包括の体制と考えています。ただ高齢者人口が増えてきていますので、それだけでいいのかと言われるとそうではありません。当初は、各包括支援センターに社会福祉士・看護師・主任ケアマネージャーという三人は必須ということで、置いていました。今はこの2倍の費用をつけまして、各6名以上の体制で対応しております。地域包括支援センターの人員については、開始当初の倍の人数となっています。いずれにしても、圏域の見直し等については、総合計画に合わせて、考えていきたいと思えます。

(鈴木(孝)議長)

はい、次いかがでしょうか。まだ次の議題も残っていますから、高齢者支援計画につきましてはこれで終わりにしたいと思います。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

審議会当日の議論の時間を確保するため、第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画と同様に事前の質疑回答を行いたいと考えています。事前の質疑等がありましたら、お配りした様式にご記入いただきご提出ください。この様式以外での提出も可能ですので、ご協力よろしくお願ひします。

(鈴木(孝)会長)

次に、第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について移りたいと思えます。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

【事務局説明】

(鈴木(孝)会長)

事前に提出していただいた質疑・意見については、4点が次回回答ということですが、残るはこの回答ということです。質疑・意見はありますか。

(上平委員)

今の説明に関してよろしいでしょうか。回答の3番と9番ですが、この障害者の方や障害児の方がいらっしゃった場合、その人がこういうサービスを受けたいという申し出がなければ、要するに申請がなければダメなのか、それとも市で条件や希望を調査して、使えるサービスを案内しているのか、申請しないと分からないという状態なのか、そういった点を教えてください。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

今、質問がございました点についてですけれども、保護者やご本人が相談に来た際には、いきなり具体的なサービスを使いたいという話をしないことのほうが多いです。むしろ、今現在の生活状況、障害の特性を聞く中で、こういったサービスを使いたいといった希望が出てきます。ご利用される市民のみなさん、障害者のみなさんは、サービスを知っているわけではないです。こういったときには、利用できるサービスについて提案をしていきます。それに対してかかる費用、必要なサービス料の上限を説明させていただく、そういった仕組みになっております。

(上平委員)

100%カバーされているということでもいいのでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

100%満足されているかどうかというのは、なかなか答えが難しいです。

(上平委員)

そういう人にアプローチできているのか、どうかということです。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

基本的には、できていると思っています。保護者の方やご本人から、うまく訴えられない部分をいかに汲み取るかというところが、大変難しいところです。ケースワーカーであり、相談支援専門員の力量にかかってくるのではないかと

思います。そういった能力は、ケースワークの一つとして、磨かなくてはならないところと考えています。

(上平委員)

大野委員がいらっしゃるのをお聞きしたいのですけれども。ご担当の地区を訪問されて、障害を持っているのではと気づいた時に、例えば行政につなぐとか、ご本人に利用できるサービスを奨めるというようなことは、民生委員さんの役割としてあるのでしょうか。

(大野委員)

障害者や何か困りごとを抱えた方と行政をつなぐのは、非常に難しいです。こういうことをしたいという要望があって、日常会話の中で、今こうなのねと話を聞いて、やっと私たちは直につなぐことができます。あくまでも相手から要望があって、初めて動けるのです。パッと見て、困っているような方でも、本人が大丈夫と言ってしまえば市役所にお話しできません。困りごとを信頼して話してくれたのに、私たちが勝手に行政に話してしまうと、お互い困ってしまいます。

(鈴木(れ)委員)

親の立場からすると、もう学校に進学する前から、普通学級とか特別支援学級に行くとかで進路が分かります。私の子の場合は特別支援学級に入ったんです。でもやっぱり途中から、支援学校に入ったのですが、手をつなぐ親の会があったりして、それなりの自閉症の会とかいろんな会があって、その中のネットワークがあって情報を得ることができました。今若い人はパソコンで調べられますけど、そういうので差別禁止に関する講習会がありますよ、ということで聞きに行ったり、みんなで話し合ったりするので、そういった方面のネットワークがありました。うちの子たちが小さいときは、みんなのネットワークではないですけど、「療育手帳とったほうが便利だよ」とか、市から言われるのではなくて、親たちが助け合っていました。今は、障害も細分化してきたので、自閉の会などがあります。流山の場合は、流山市障害者団体協議会というのがあるのですが、その中でも話し合いますし、障害が違うと見方も違うんです。聾啞者と話していると、私たちの言っていることが聞こえないから、勝手にしゃべったりします。ちょっと聞いてよと言いたくなるんですけど、やっぱり聞こえないんだと思うと、その辺の理解ができます。知的障害や指が無いといった障害、内部疾患など見た目は変わらないですよ。そういうので、障害に対する認識が、車椅子に乗っていると障害があるってわかるし、見た目では

わからない障害だってあるんです。そういった意味では、理解が、少し行きわたってないと思います。私の子も、黙って歩いている分には、普通の子に見えるんですけれども。嫌なことがあると、つながっていない携帯で、「もしもし」とやったりします。人との関わりを避けたいというか、そういうのもあります。ずっと親が見てきたので、今は、日中一時支援を受けようとか、外出支援を受けようとか、そういうのは親の中で決まっています。今は、相談支援があるので月にどれくらいサービスを使いますかなど、そういうのも相談しています。私の子は、駒木台の施設で就労しているのですけれども、月～金は就労で、土日はどうやって過ごすのですかという相談を相談員にして、一週間のスケジュールを調整してうまく循環していくようにしているんですね。あとは、親が亡くなる前に、この子をどうしようかということを考えて、施設作りとか、そういう方面での活動を地道にやっております。

(事務局：宮島健康福祉部長)

上平委員の言っている 100%というのは、どういう見方が適正かというのは難しい。社会の中で言われている発達障害という、グレーゾーンと言われている子供たち、あるいは大人になってもまだ発達障害というみなさんもいらっしゃるわけですね。この方々は、なかなか自分に障害がある、あるいは子供に障害があるということを勇気をもって相談できないという事例がある。上平さんが言っている 100 には、なかなか難しいです。そこで我々、何を考えたかと言うとそうやって悩んでらっしゃる保護者に向けて相談会をやったんです。もしかしたら発達障害かもしれないと悩んでいる方、どうぞ集まってくださいと保育所で開催しました。子ども連れで来ても自然に見える所で。そういうところに集まって、多い少ないはどう判断されるかなんですが、5名のお子様連れに、参加していただきました。これは大きな第一歩だと思います。上平委員がおっしゃっているような 100 に近づけるための限りなく大きなステップアップです。こういうことを続けていくことが、本当に困ってらっしゃるあるいは障害を持っている方に 100%対応できるような社会を作っていく。こういうことは、市民のみなさんと一緒になって前進していく必要があるのではないかと思います。

今後も発達障害にむけた相談会というのは、継続してもらいたいと思っておりますので、できれば今回の計画の中にも一旦触れさせていただければなど、思います。そんな条件にはなっています。

(鎌田委員)

今おっしゃった障害者のニーズや情報は、市役所からしか得られないのではないかという感じがしました。そういうことではいけないということで相談員

というのが設けられて、個々の障害者の方に担当の相談員がついていますので、十分相談をして、その方からも情報を得られるようになっていないのではないかと思います。まだ障害者と認定されていない方ですね。先ほど、大野委員がおっしゃっていましたが、もしかしたら障害があるかもしれません。こちらから言うとか発掘するとか、一般的に言うといいような気もしますが、それを言われた側は、自分や親が障害者だとか全然思っていない時に、例えば福祉関係の方から障害の認定を受けた方がいいのではないですか、などと言われること自体すごい衝撃なのです。その辺大変デリケートな問題で、どんどん利用できるものは、利用したらいいのではとか、そういう問題とは、また違うのではないかと思います。

(鈴木(孝)議長)

その他、何かありませんでしょうか。質問が無いようなので終わりにしたいと思います。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

今後の予定ですが、第3回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

平成29年8月9日(水) 午後2時～ 306会議室

大事なことですけれども、任期の終了が11月23日となっております。一旦任期が切れます。市民候補におきまして委嘱させていただいた方が、今6名いらっしゃいます。この6名の方については、8月1日号の広報で1日から15日まで募集させていただきます。記事を見ていただいて、お申し出いただければ、と思います。よろしくお願いします。それから、他の委員さんについては、各機関に推薦をお願いしますので、よろしく願いいたします。

配布した資料については、次回もお持ちいただきますようお願いいたします。大変お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

(鈴木(孝)議長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

鈴木会長には、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第2回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。